

近年、台風接近・上陸等による顕著な気象状況が予想される際に、事前予告の上で列車の運行を取りやめる「計画運休」が実施されています。

令和3年3月に発表された「第11次交通安全基本計画」で、令和3年度から7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱が定められました。このなかで「計画運休」について以下のように述べられています。

(7) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

これ以前の平成30年9月に、台風襲来に備えて鉄道事業者各社が「計画運休」を行いました。この際の対応について、国土交通省の開催する「鉄道の計画運休に関する検討会議」で検証及び取りまとめがされ、こちらでも路線の特性に応じた計画運休や情報提供等について述べられました。鉄道事故等防止の観点からは、以下にも注目します。

2. 運転再開にあたっての安全確認

○大型の台風等により強風が発生した場合には、運転再開にあたり、基本的に全線にわたり、構造物の状態や飛来物による支障状況等を確認する必要がある。

国土交通省ホームページ 令和元年7月2日報道発表

「計画運休」、鉄道各社がタイムライン作成へ ～鉄道の計画運休のあり方について最終とりまとめ～ より抜粋

また、国土交通省防災業務計画（令和6年6月時点）に基づき、大雪が予想される際には鉄道事業者に対して以下のような指導をしております。

○鉄軌道事業者に対し、降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、融雪機等の整備や、防災気象情報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施及び乗客への具体的情報提供の強化、自治体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練などが適切に実施されるよう、指導する。

○鉄軌道事業者に対し、大雪が予想される場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止（計画運休）するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。

国土交通省ホームページ 令和6年6月

防災業務計画 第7編-雪害対策編- より抜粋

大雪が予想される際は、除雪体制の確認や路線の特性に応じた計画運休等を行うとともに、運行再開に当たっても、降積雪等による状況を確認し、適切に除雪等を行うことが事故等の防止に有効と考えます。